平成２３年（フ）第３１号
福島県郡山市朝日３丁目６番３号　レジデンス朝日506号
破産者　阿部　澄子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
福島県郡山市開成４丁目13番10号　ライオンズマンションＢ202号
破産者　宗像　広志
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
福島県郡山市開成４丁目13番10号　ライオンズマンションＢ202号
破産者　宗像　恵子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
千葉県東金市田間126番地８　ハニーハイツⅡ―103
破産者　水口　幸男
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３４０５号
横浜市旭区二俣川２丁目33番地の１
破産者　西村　母七
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３号
大阪府貝塚市澤150―１　グリーンハイツ二色Ａ101、住民票上の住所相模原市南区東大沼４丁目18番60号
破産者　豊島　卓也
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３３号
新潟県佐渡市栗野江1257番地４
破産者　本間　俊丸
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２３年（フ）第４５９号
金沢市横川３丁目100番地　第２村上ハイツ102号室、住民票上の住所金沢市久安６丁目32番地
破産者　松永美二郎
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
千葉県山武郡九十九里町真亀4908番地279、開始決定時の住所静岡県富士市今泉2059番地の３
破産者　勝又建築設計事務所こと　勝又　治久
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１２５号
静岡県富士市中央町２丁目５番７―508号吉原中央マンション
破産者　勝又　幸子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５０６号
静岡県浜松市北区豊岡町175番地の６
破産者　村田　哲子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６１５号
静岡県浜松市中区葵西６丁目９番23号
破産者　武永　和啓
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
愛知県豊川市伊奈町新屋97番地65
破産者　大須賀すみか
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６２５号
京都市右京区太秦安井二条裏町９番地の12
破産者　井上　亮知
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
京都府綾部市栗町大谷119番地
破産者　梅原　典政
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第５９８号
奈良市都祁白石町992番地の１
破産者　和食たまりこと　玉利　幸三
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第９６号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4666番地3401
破産者　鈴木登志子
1　決定年月日　平成24年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２２４８号
札幌市清田区北野６条４丁目１番２―208号
破産者　辻　　貴子
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５号
茨城県つくば市吉沼1117番地
破産者　飯島　　浩
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係